

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン改定（案）

※アンダーライン：第1回審議会からの変更点

第5次 千葉市男女共同参画 ハーモニープラン

～未来を創る多様な力～

令和5年度 ≫ 令和9年度

男女共同参画社会の 実現を目指して

東京2020オリンピック・パラリンピックは、各
国から集まる祭典として、競技とスポーツの
ポータルサイトとして、

一
とも
社会
合い、

本
施行
総合
す。こ
新ハ
展開
男性
会の

令
育児
的役
所得
活不
ど、

こ
たび
今
にお
ても
なる

改定に合わせて更新します



生活に影響を与えていると
温暖化に伴う気候変動など、
ためには、誰もが個性を認め
の実現が今こそ必要です。

共同参画ハーモニー条例を
市・市民・事業者の取組みを
することなどを定めていま
らば男女共同参画基本計画・
改定を経て、様々な施策を
に占める女性割合の向上や
上げてきましたが、目指す社

男性は仕事、女性は家事・
が半数を占めるなど、固定
ナ禍のもと、女性の雇用や
が顕在化するとともに、生
的にDV相談が増加するな

施策を展開するため、この
ン」を策定しました。

葉市が進めるあらゆる施策
事業者の皆様におかれまし
論を深めていただく契機と

令和5年(2023年)3月
千葉市長

神谷俊一

目 次

| | | |
|------|--------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の考え方 | 1 |
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | 背景 | 3 |
| 3 | 基本的視点 | 14 |
| 4 | 位置づけ・期間 | 15 |
| 5 | 推進体制 | 16 |
| 第2章 | 施策の内容 | 18 |
| 基本目標 | I あらゆる分野における女性の活躍 | 18 |
| | ① 政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大 | 20 |
| | ② 働く場における男女共同参画の推進 | 23 |
| | ③ 男女がともに担う地域社会づくり | 27 |
| 基本目標 | II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現 | 29 |
| | ① 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応 | 31 |
| | ② セクシュアルハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応 | 31 |
| | ③ 男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援 | 34 |
| | ④ 多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり | 44 |
| | ⑤ 生涯にわたる健康づくりの促進 | 48 |
| | ⑥ 防災・復興における男女共同参画の推進 | 50 |
| 基本目標 | III ワーク・ライフ・バランスの実現 | 52 |
| | ① 多様で柔軟な働き方の推進 | 53 |
| | ② 男女がともに担う家庭生活づくり (家事・育児・介護等への支援) | 56 |
| | ③ 市民に寄り添ったデジタル化の推進 | 61 |
| 基本目標 | IV 人材の育成と理解の促進 | 63 |
| | ① 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を広げる学校教育等の推進 | 64 |
| | ② 市民の理解促進・家庭や地域における学習機会の充実 | 68 |
| | ③ 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援 | 70 |
| | 参考資料 | 72 |
| 1 | 千葉市の男女共同参画施策の経緯 | 72 |
| 2 | 施策体系表 | 74 |
| 3 | 千葉市男女共同参画ハーモニー条例 | 75 |
| 4 | 男女共同参画基本法 | 79 |
| 5 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | 85 |

1 趣旨

平成 15 年（2003 年）4 月に施行した「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（以下「ハーモニー条例」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を策定しました。

【令和 8 年 3 月 改定の趣旨】

社会経済情勢の急激な変化に伴い、女性が抱える問題は多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることから、令和 4 年 5 月 19 日に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）」（以下「困難女性支援法」という。）が成立し、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが地方公共団体の責務とされました。

また、令和 6 年 4 月 1 日の同法施行を控え、令和 5 年 3 月 29 日には、厚生労働省により、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が公示されました。

これらを受けて、千葉県においても、令和 6 年 3 月に「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」が策定されました。

本市においても、これらの動向を踏まえて、多様化、複合化、複雑化する女性の抱える問題に対応し、女性が安心して自立できる社会の実現を目指して、施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 5 年 3 月に策定した「第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」（以下、「第 5 次ハーモニープラン」という。）を改定し、関連する社会経済情勢や課題の整理、具体的事業の再編を行います。

（1）目指すべき社会（ハーモニー条例前文）

ハーモニー条例では、市、市民及び事業者が協力して目指すべきものとして、次のような社会を掲げています。

**すべての市民が
男女の別なく
個人として尊重され
お互いに対等な立場で
あらゆる分野に
参画する機会が確保され
責任を分かちあう
男女共同参画社会**

(2) 基本理念（ハーモニー条例第3条）

ハーモニー条例では、男女共同参画社会の形成を推進するに当たり、次のような基本理念を掲げています。

①男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

②男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

③市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

④意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

⑤家庭生活と社会生活の円滑な運営

女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族や社会の一員としての役割を果たせること

⑥生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

⑦国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

2 背景

(1) 社会経済情勢と千葉市の状況

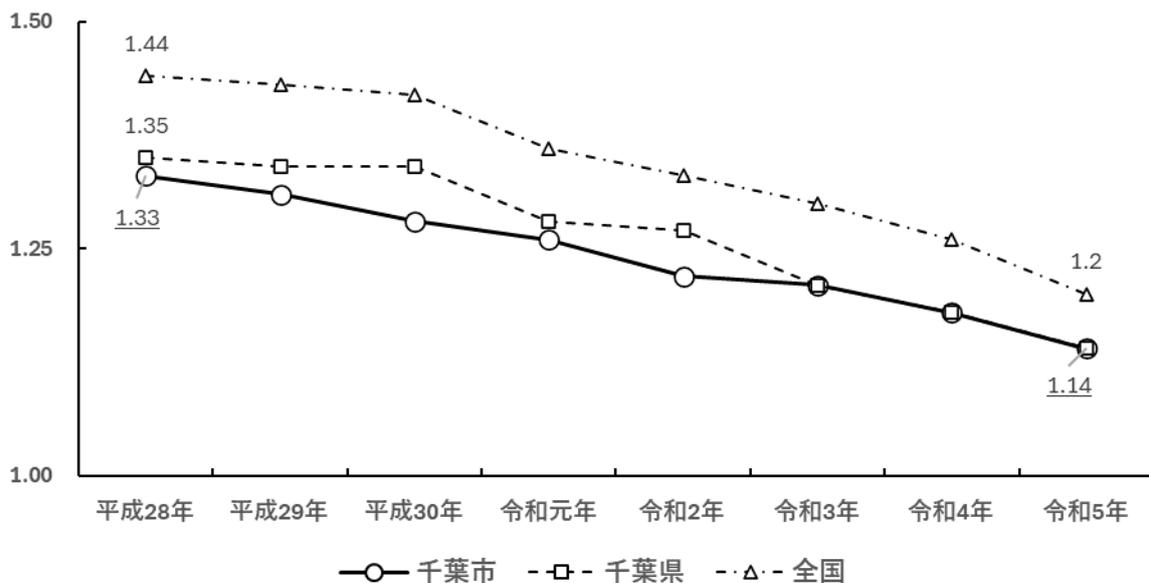
これまで、千葉市は、男女共同参画社会の実現に向け、拠点施設の整備や、ハーモニー条例の施行、4次にわたる基本計画の策定と施策の実施など、着実に取組みを進めてきました。

第5次プランの策定にあたっては、第4次プラン策定以後の以下のような社会経済情勢と千葉市の状況を踏まえた内容としています。

① 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

千葉市の合計特殊出生率は年々低下し、令和5年(2023年)は1.14となっており、人口は2020年代前半をピークに減少に転じる見込みです。

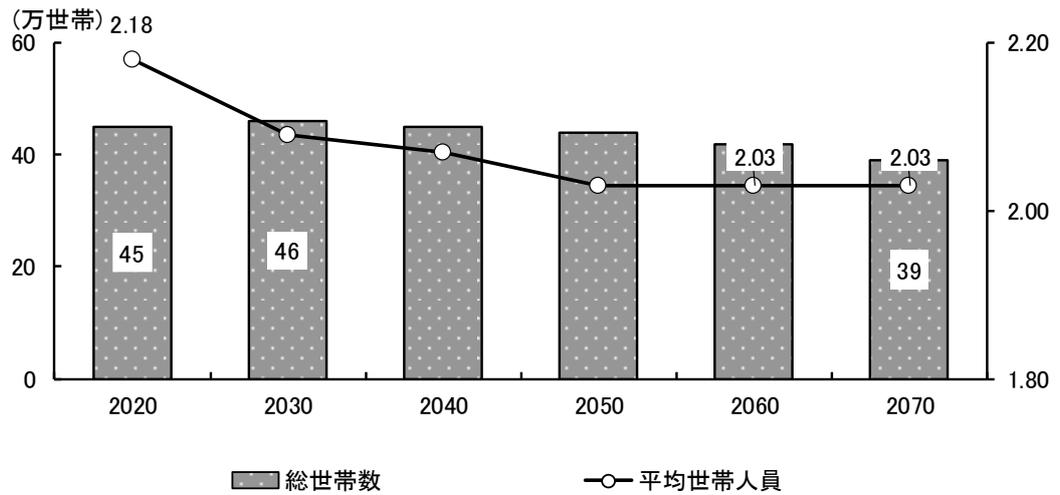
【図1 合計特殊出生率】



出典：全国・千葉県「人口動態統計」、千葉市「千葉市保健統計」を基に作成

また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じており、千葉市の1世帯当りの平均人員は年々低下することが見込まれます。

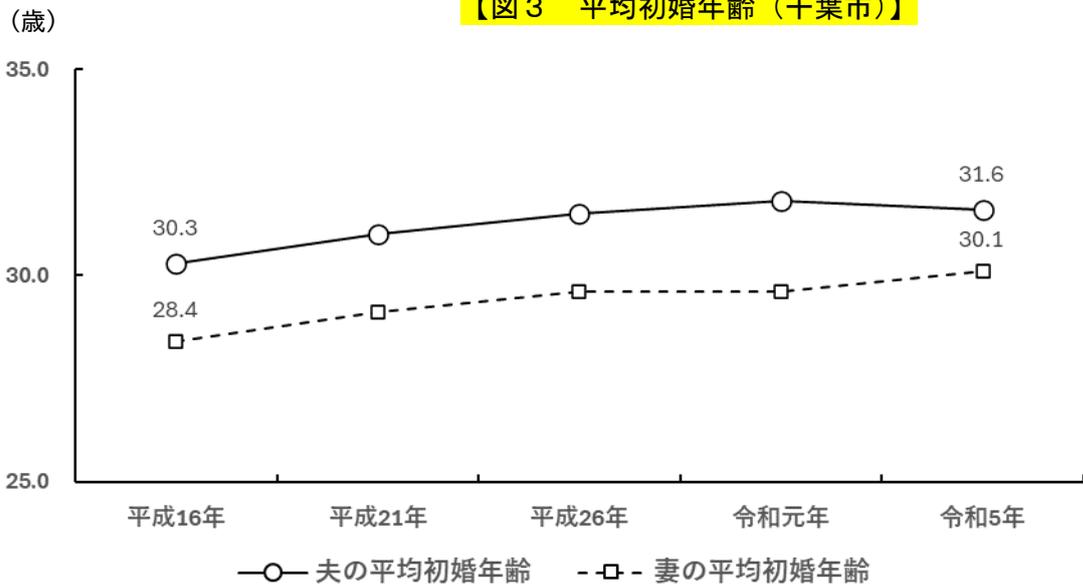
【図2 世帯数及び平均世帯人員の推計（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

さらに、平均初婚年齢については、令和5年（2023年）で夫 31.6歳、妻 30.1歳と年々高くなる傾向にあります。

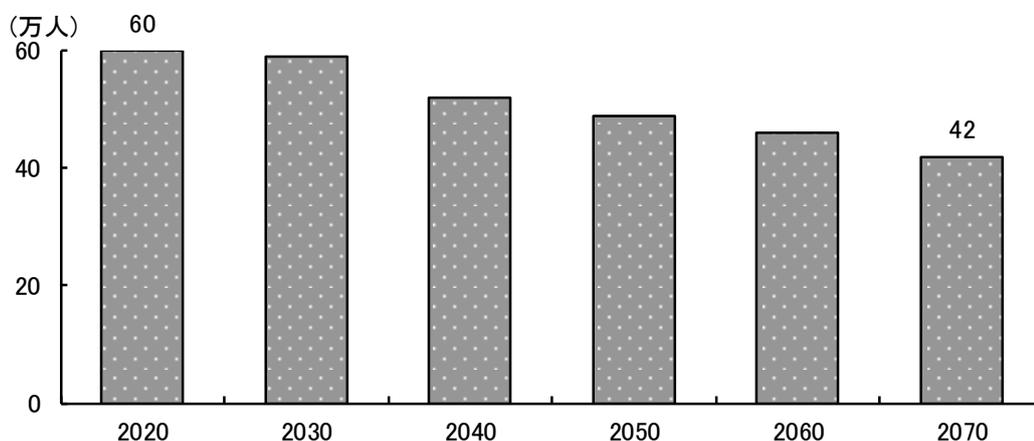
【図3 平均初婚年齢（千葉市）】



出典：千葉市保健統計を基に作成

加えて、生産年齢人口（15-64歳）は継続的に減少し、分野を問わず生産活動に携わる労働力不足が懸念されます。

【図4 生産年齢人口（15-64歳）の見通し（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

このように、今後、人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される中で、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、社会全体として、地域社会の担い手の確保や経済社会の持続可能性向上にもつながっていきます。

また、希望する者が経済的な不安等を解消して結婚できるようにするとともに、子どもを産み・育てたいと思う人が安心して出産・子育てしやすい環境の整備が必要です。

② 災害等リスクの増大

近年、人間活動の拡大に伴い地球温暖化が進行しており、今後、極端な降水や台風が発生など気温上昇に伴う影響が深刻化することが懸念されます。

千葉市においても、令和元年（2019年）には台風・大雨により次々と被災し甚大な被害を受けました。

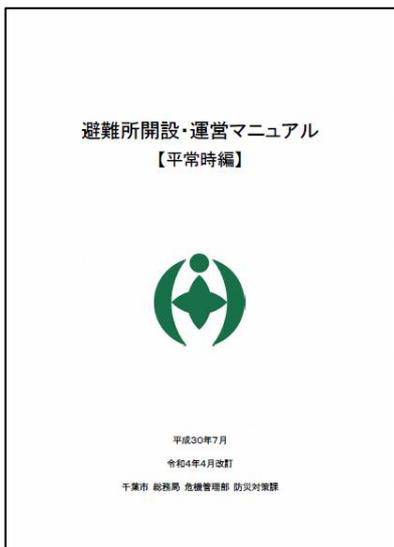
【近年発生した災害】

| 災害名 | 被害状況 |
|---|--|
| 令和元年（2019年） 房総半島台風 （台風第15号） 9月9日千葉市付近に 上陸 | 死者：2人 負傷者：重傷1人、軽傷12人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症4人、 軽傷49人 住家被害：全壊14件、半壊245件、 一部破損6,367件、床上浸水3件、 床下浸水4件 避難者数：最大612人 |
| 令和元年（2019年） 東日本台風 （台風第19号） 10月12日伊豆半島 に上陸 | 死者：0人 負傷者：重傷0人、軽傷4人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症0人、 軽傷1人 住家被害：全壊0件、半壊0件、一部破損83件 避難者数：最大2,106人 |
| 令和元年（2019年） 10月25日大雨 | 死者：3人 負傷者：重傷1人、軽傷2人 住家被害：全壊8件、半壊19件、 一部破損38件、床上浸水39件、 床下浸水78件 避難者数：最大63人 |

出典：庁内資料を基に作成

また、千葉市を含む首都圏は、マグニチュード7クラスの地震が発生する可能性が高いとされています。その場合、建物やライフラインへの被害の発生、交通麻痺に伴う帰宅困難者の発生等が強く懸念されます。

このような状況においては、迅速な復旧・復興が可能で、災害に強い地域社会づくり、まちづくりが求められており、そのためには、男女双方の視点を活かした地域社会づくり、まちづくりが行われるとともに、男女双方が防災・復興の主体的な担い手となることが不可欠です。

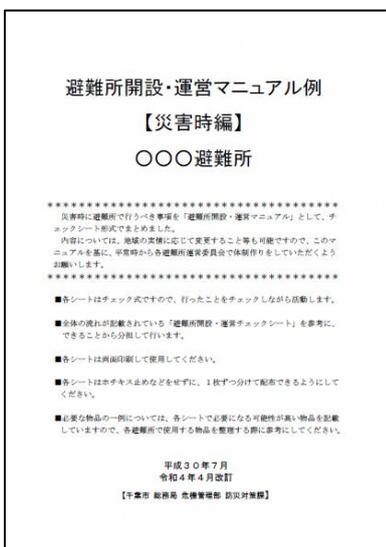


< 避難所開設・運営マニュアル【平常時編】 >

避難所運営委員会が、災害発生時に避難所運営を円滑に行うことができるように、主に平常時に行う活動をまとめたものです。

避難所運営の基本方針や、避難所開設・運営マニュアル作成等の、平常時から準備していくことが記載されています。

男性や女性、LGBTからの視点での配慮等についても盛り込まれています。



< 避難所開設・運営マニュアル例【災害時編】 >

各避難所運営委員会が、避難所開設・運営マニュアルを作成する際の参考とするために千葉市が作成したマニュアル例です。

少なくとも委員の3割以上は女性にすることなどの男女共同参画の視点や、災害時の性別特有のニーズやLGBTのニーズを意識し、避難所運営に反映させるためのチェックシートが盛り込まれています。

さらに、大規模災害の発生時には、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けます。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化します。

今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時に男女双方が活躍し、どちらか一方に負担が集中することがない体制づくりを推進する必要があります。

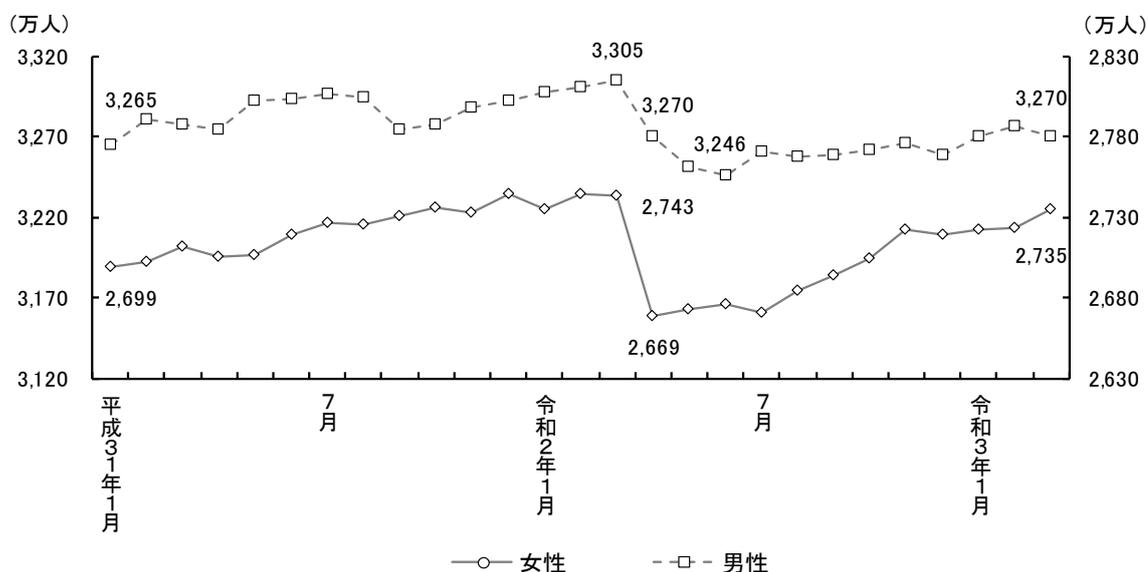
③ 新型コロナウイルス等感染症拡大リスクの増大

令和2年（2020年）、新型コロナウイルス（C o v i d - 1 9）は、グローバルな移動環境を背景に短期間で世界中に伝播し、大都市を中心に感染拡大し経済活動を停滞させるなど、過密都市やグローバル経済の感染症に対する脆弱性を顕在化させました。

こうした課題を克服し、しなやかで質の高い社会経済を構築していくためには、医療体制の充実はもとより、デジタルトランスフォーメーションを推進し、テレワークや在宅勤務、時差出勤などの新しい働き方の普及・浸透も含め、「新たな日常」を通じた、社会経済活動・行政活動の一層の効率化を進めていくことが必要であり、テクノロジーも活用しながら、感染症リスクに対応した新たなライフスタイルを支えるまちづくりを推進することが必要です。

また、男女間においては、行動制限等により、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等が大きく影響を受けたことにより、女性の雇用、所得が、男性に比べて大きく減少するなど、男女間の格差が依然として大きいことが浮き彫りになりました。さらに、生活不安やストレス、外出自粛等の影響により、全国的にDV相談が増加するなど、様々な問題が表面化しました。

【図5 新型コロナウイルス感染症拡大前後の雇用者数の推移（全国）】



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和3年度）」を基に作成

④ テクノロジーの進展

今後、テクノロジーの進展とともに幅広い分野におけるAIなどの社会実装が進み、社会のデジタル化が着実に進行しています。

経済活動や社会の規範、人々の価値観・ライフスタイルなど広範囲で変化が加速する中、テクノロジーは生産性向上やインクルーシブな社会の実現など、社会的課題を解決・緩和し、質の高い社会を実現し得る、より一層、重要なツールとなります。

そこで、市民一人ひとりが自分に最適な暮らしを実感でき、多様な主体が地域課題の解決や新たな価値の創造に取り組むことができる社会の実現に向けて、テクノロジーの効用を最大限発揮させる必要があります。そのためには、幅広い主体の連携によるスマートシティの推進とともに、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが求められています。

また、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野における人材育成が求められていますが、全国的に、大学等で理工系分野を専攻する女性や研究者に占める女性の割合が低く、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要です。

⑤ 女性が抱える問題の複雑化と制度改正

女性の高学歴化や就業率の上昇、婚姻に関する意識や家族関係の変化など、社会経済情勢の急激な変化に伴い、女性が抱える問題は多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しており、支援ニーズも複雑化しています。

そのため、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）に基づく婦人保護施策を中心とした枠組みでの対応に限界が生じ、新たに、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する必要性が高まりました。

このような状況を受け、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、旧売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築することを目指し、令和6年4月1日から困難女性支援法が施行されました。

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが地方公共団体の責務とされるとともに、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」の視点が入り入れられており、本市においても、関係機関や民間団体との一層の連携のもと、女性を支援していく必要があります。

(2) 国際社会・国・千葉県・千葉市の動き

①国際社会の動き

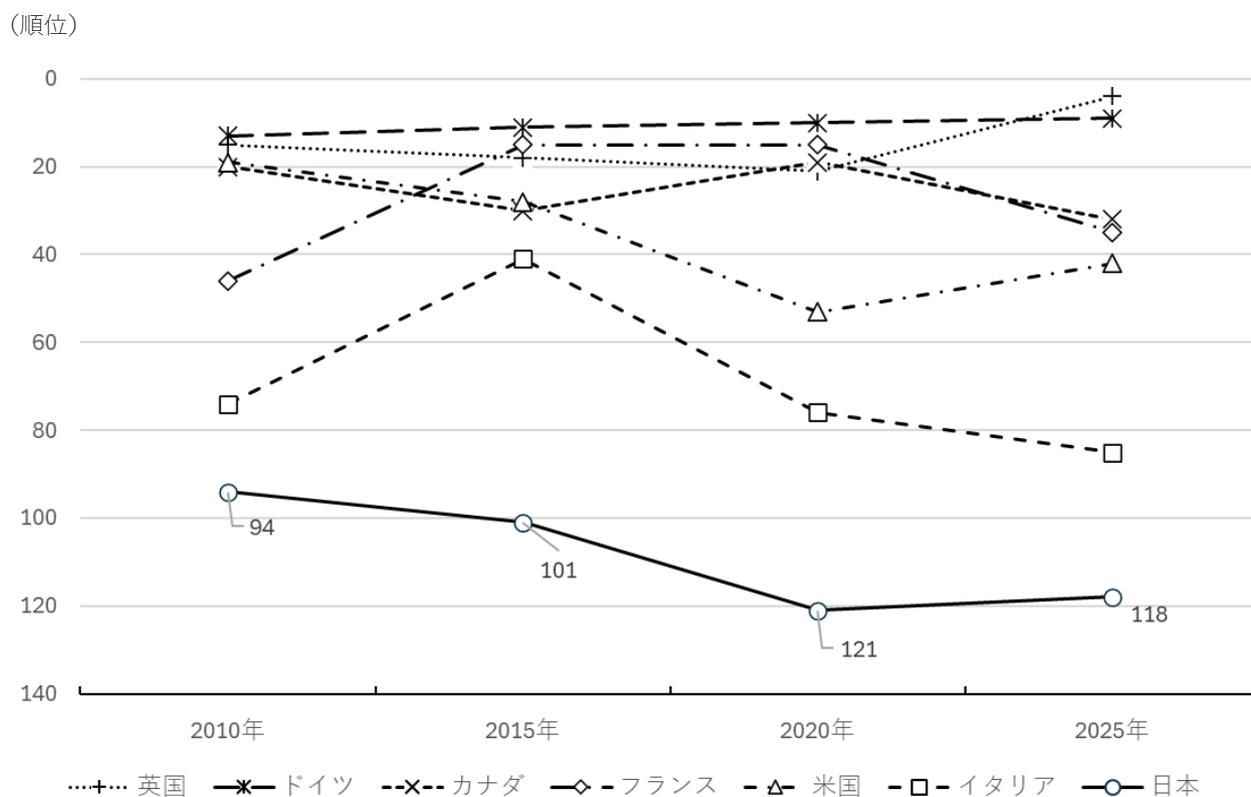
昭和54年(1979年)に国連で採択された女子差別撤廃条約や、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で採択された北京宣言・行動綱領が事実上の国際基準となり、男女差別の解消に向けた取組みが継続的に展開されています。

また、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

世界経済フォーラムが令和7年(2025年)に公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は148か国中118位と下位に低迷しています。

G7各国と比較すると、公表が開始された平成18年(2006年)から、最下位の状況が続いており、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。

ジェンダー・ギャップ指数 G7各国順位の推移



②国の動き

平成11年（1999年）に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」を、その後、5年ごとに基本計画が策定されており、令和2年（2020年）には現行計画である「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。この計画では、目指すべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、以下の4つの社会が改めて提示されています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、令和7年（2025年）6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」の中では、第5次男女共同参画基本計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組を更に具体化する事項及び新たに取り組み事項として、以下の5つを掲げ、速やかに各取組を進めるとされています。

- ①女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- ②全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり
- ③あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- ④個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- ⑤女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

なお、ジェンダー・ギャップ指数でも課題となっている政治分野では、平成30年（2018年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女それぞれの公職の候補者数について目標を定める等、自主的な取組みの努力等が定められています。

一方で、性暴力被害への対応については、「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」において、ワンストップ支援センターの設置促進が盛り込まれ、全国で設置の動きが広がりました。

また、女性が抱える問題が複雑化し、従来の枠組みでは支援ニーズに対応することが難しくなっている状況を受け、国会においても、女性支援の根拠法を旧売春防止法から脱却する動きが強まり、令和4年5月19日に、議員立法として「困難女性支援

法」が成立しました。(令和6年4月1日施行)

さらに、同法の成立を受けて、令和5年3月29日に、「基本方針」が公示され、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針が示されました。

③千葉県の動き

平成13年(2001年)3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を、その後、数次にわたる策定を経て、令和3年(2021年)には、現在の「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定しています。

県計画では、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりや安全・安心に暮らせる社会づくり、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり等に取り組むなど、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進することとしています。

また、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定され、令和6年(2024年)1月1日に施行されました。

さらに、困難女性支援法の成立及び基本方針の公示を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指し、令和6年3月に「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(令和6年度～令和8年度)」を策定しました。

加えて、本計画に基づき、民間支援団体と協働し、アウトリーチ支援(巡回等)、相談・面談、居場所の提供を行う「困難な問題を抱える女性への支援事業」を令和6年度より開始しました。

④千葉市の動き

平成3年(1991年)9月に「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定し、数次にわたる策定を経て、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

また、平成11年(1999年)12月に、男女共同参画社会形成のための拠点施設として「千葉市女性センター」(平成23年(2011年)4月、「千葉市男女共同参画センター」(以下「男女共同参画センター」という。)に名称変更)を開設しました。

さらに、平成15年(2003年)4月には、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を施行し、男女共同参画推進の基本理念や市・市民・事業者の役割、基本的な施策を定めました。

加えて、平成 28 年（2016 年）3 月には、「ちば男女共同参画基本計画～第 4 次ハーモニープラン～」を策定し、5 つの基本目標を設定するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や、配偶者等からの暴力などの人権被害の防止、方針決定の場への女性の参画拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進、LGBT（性的少数者）への理解促進と支援など、重要性が増す課題に対応を図ってきました。

これを受けた現在の計画として、令和 5 年（2023 年）3 月に「第 5 次千葉県男女共同参画ハーモニープラン～」を策定し、5 つの基本的視点と 4 つの基本目標を設定するとともに、「女性の活躍」を強力に推進する取組や、安全・安心で自分らしい暮らしの実現、ワーク・ライフ・バランスの実現などの様々な施策に加え、その基盤となる人材の育成と理解の促進に取り組む姿勢を打ち出しました。

このほか、性暴力被害支援については、平成 27 年度から NPO 法人が運営する性暴力被害者支援センターへの助成を実施しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性を取り巻く課題が多様化、複合化、複雑化していることが顕在化した状況を踏まえ、令和 3 年度より、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、困難な問題を抱える女性を支援する民間団体（以下、「民間支援団体」という。）の知見やノウハウを活用した、女性に寄り添うきめ細やかな支援として「千葉県女性のためのつながりサポート事業」を開始しました。

また、以前から、配偶者暴力相談支援センター等において、婦人相談員により、主に DV 被害者支援を行ってきましたが、困難女性支援法の施行に伴い、婦人相談員が新たに女性相談支援員として位置付けられることとなり、DV に限らず様々な困難を抱える女性に対し、包括的な支援を実施することとなりました。

3 基本的視点

計画の趣旨と背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すため、第5次プランの策定に当たる基本的視点を次のとおりとします。

(1) あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要です。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの強化

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組みを強化することが必要です。

(3) 多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援

多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。

(4) AI、IoT等の新たなテクノロジーの活用による環境の整備

AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組むことが必要です。

(5) 男女共同参画社会の形成をけん引する人材の育成

男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要であり、特に、次代のリーダーを育成するための若年世代を対象とした取組みが必要です。

4 位置づけ・期間

(1) 位置づけ

- 本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン 21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成 23 年度（2011 年度）から後期計画として改定）」、「ちば男女共同参画基本計画・第 4 次ハーモニープラン」に次ぐ、千葉市の第 5 次計画です。
- 本計画は、ハーモニー条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたることから、千葉市の上位計画である「千葉市基本計画」や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第 6 条に規定されている市町村推進計画及び「困難女性支援法」第 8 条第 3 項に規定されている市町村基本計画を兼ねるものとして策定します。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画は、本計画の一部として、「第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」を別に定めることとします。

(2) 期間

本計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。

ただし、社会経済状況や進捗状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととしており、本市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるため、令和 7 年度に改定しました。

基本目標 II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現

男女共同参画社会の実現のためには、性別に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心で自分らしい暮らしが出来る環境が必要です。

そのため、暴力やセクシュアルハラスメント、性犯罪の防止や被害への対応など、安全に暮らせる環境づくりへの取組みや、家庭や経済状況など個人の置かれた環境により、孤立したり、排除されたりすることなく、安心して暮らせる環境づくりへの取組み、性別や、性的指向・性自認、国籍等に関わらず、自分らしく暮らせる環境づくりへの取組みを進めます。

また、男女がともに生涯にわたり健康的に生きられるための取組みや、災害時や復興の局面においても、男女がともに安全・安心に暮らせるための取組みを進めます。

重点施策

・配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

特に、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現にとって大きな障壁となるものです。そのため、この計画の一部として、別に「第3次千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を定め、取組みを推進します。

・多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり

男女の性別に限らず、性的指向・性自認、国籍などに関わらず安心して暮らせるよう、理解の促進や環境作り、必要な支援に取り組みます。

指標

| 項目 | 現状値 | 目標値 |
|---|------------------------------|------------------------------|
| ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった人数 | 14人 (令和3年度) | 20人 (令和9年度) |
| 困難女性支援事業における新規相談者数 | 432人※ (令和6年度) | 500人 (令和9年度) |
| 学校や職場内の人が、LGBT(性的少数者)だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合 | 58.0% (令和4年度) | 75% (令和9年度) |
| 子宮けいがん検診受診率 | 47.9% (令和元年度 国民生活基礎調査) | 次期「健やか未来 都市ちばプラン」 にて設定 |
| 乳がん検診受診率 | 57.7% (令和元年度 国民生活基礎調査) | 次期「健やか未来 都市ちばプラン」 にて設定 |
| 消防局吏員に占める女性割合 | 4.3% (令和4年4月1日) | 5.0% (令和8年度当初) |

※「千葉県女性のためのつながりサポート事業」における新規相談者数

施策の方向性(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

本計画の一部として別に定める「第3次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」で記載しますので、そちらをご参照ください。

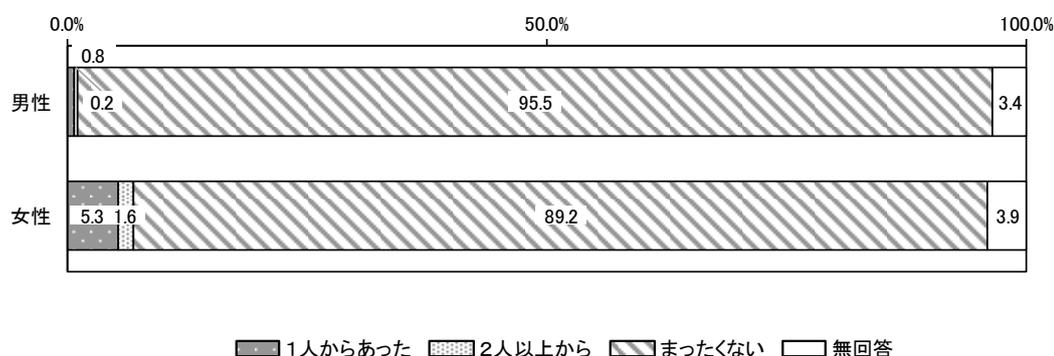
施策の方向性(2) セクシュアルハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

【現状と課題】

性犯罪・性暴力や、セクシュアルハラスメント等は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

しかし、令和2年度（2020年度）の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約14人に1人になっており、依然として深刻な状況です。

【図13 無理やりに性交等をされた被害経験（全国）】

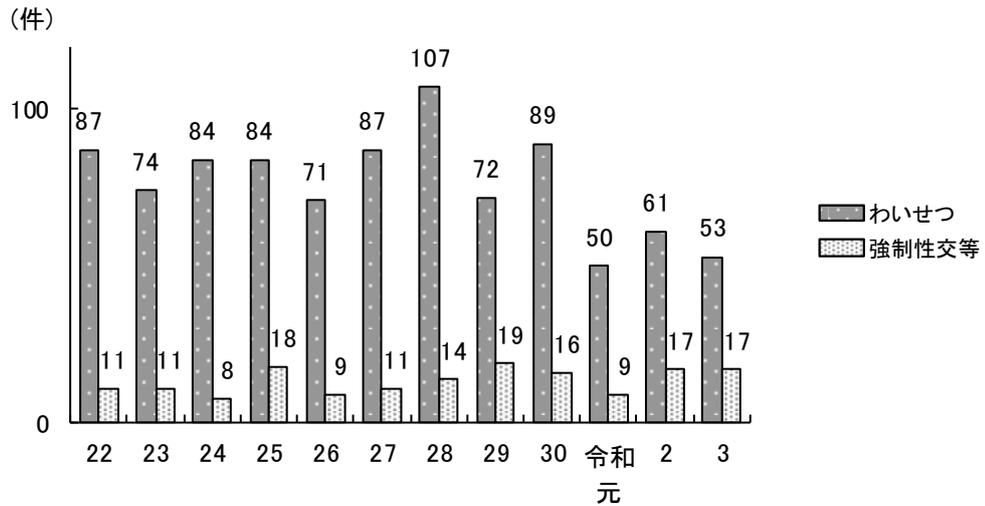


出典：内閣府男女共同参画白書（令和3年版）を基に作成

また、性暴力被害について、女性の6割程度、男性の7割程度が、誰にも相談していない状況です。

千葉県警察の「犯罪統計」（各年確定値）によると、千葉市内の強制性交等の認知件数は毎年15件程度、わいせつは50件以上となっており、本市においても、性犯罪が継続して発生している状況です。

【図 14 性犯罪の発生状況（認知件数）（千葉市）】



出典：千葉県警「犯罪統計」を基に作成

性犯罪・性暴力や、セクシュアルハラスメント等は被害者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、人権侵害防止のための啓発や相談体制の充実、被害者支援への取組みが必要です。

【具体的事業】

①セクシュアルハラスメントの防止と被害への対応

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|-------------------------|--|---------------------|
| セクシュアルハラスメントに関する啓発や情報提供 | 男女共同参画センターにおいて、セクシュアルハラスメントについて、情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。 | 男女共同参画課 |
| パープルリボンキャンペーンの実施 | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。 | 男女共同参画課 こども家庭支援課 |

②性犯罪等に対する安全対策

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|--|--|---------------------|
| 性暴力被害者の支援 | 性暴力被害の予防と被害者支援のため、性暴力被害者支援センターの事業経費を助成する。 | 男女共同参画課 |
| 性犯罪等の防止と被害者への支援に関する情報提供 | 性犯罪等の防止や被害者の支援に関する情報提供などを行う。 | 男女共同参画課 |
| パープルリボンキャンペーンの実施 〔基本目標Ⅱ- (2) -①の再掲〕 | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。 | 男女共同参画課 こども家庭支援課 |

③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------------|--|---------|
| ハーモニー相談の実施 | 男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、女性の悩みや不安について、女性の専門相談員による相談を行う。 | 男女共同参画課 |
| 男性相談の実施 | 電話により、男性の悩みや不安について、男性の専門相談員による相談を行う。 | 男女共同参画課 |

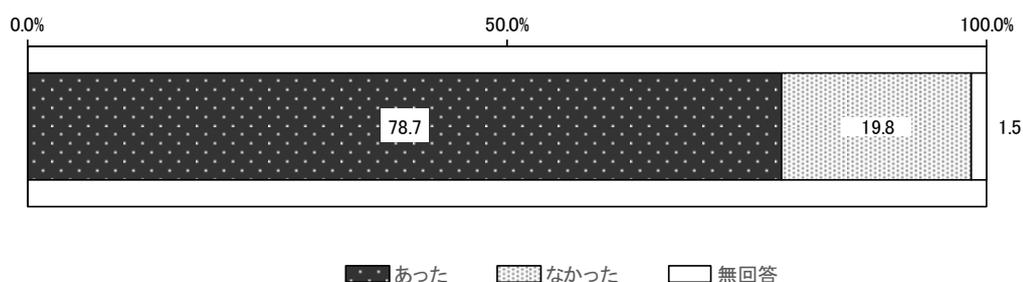
施策の方向性(3) 男女共同参画の視点に立った、 困難を抱える方への支援

【現状と課題】

《困難に陥りやすい女性の現状とコロナ下における状況》

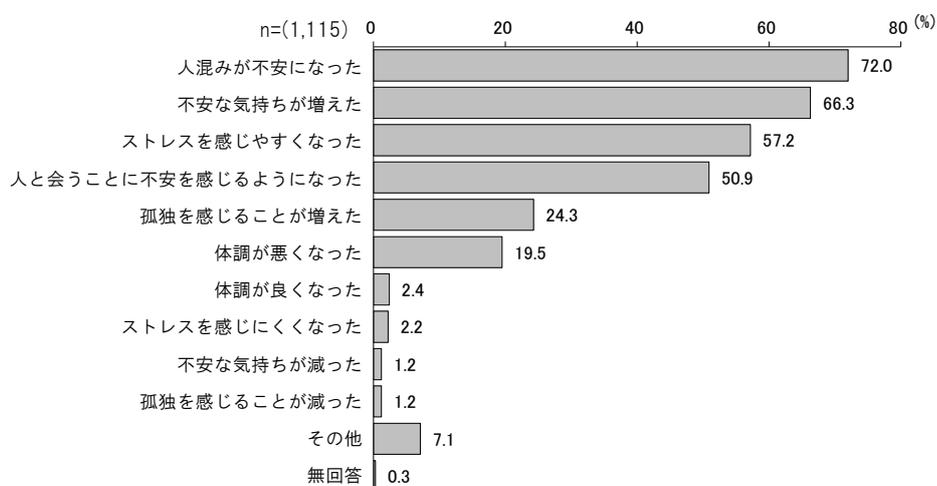
雇用上の男女の違い等を背景として、女性は貧困等、より生活上の困難に陥りやすいと言われてしています。新型コロナウイルス感染症拡大は、女性に非正規労働者が多いこと等を背景に、女性により大きな経済的影響を与えました。また、令和3年度(2021年度)「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」によると、女性の78.7%が感染症拡大下での心身の変化が「あった」と回答し、そのうち、6割以上の方が、「人混みが不安になった」、「不安な気持ちが増えた」、「ストレスを感じやすくなった」と回答するなど、心の面でも大きな影響があることがうかがえます。

【図 15 感染症拡大下での心身の変化（千葉市）】



出典：令和3年度「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」を基に作成

【図 16 感染症拡大下での心身の変化の内容（千葉市）】

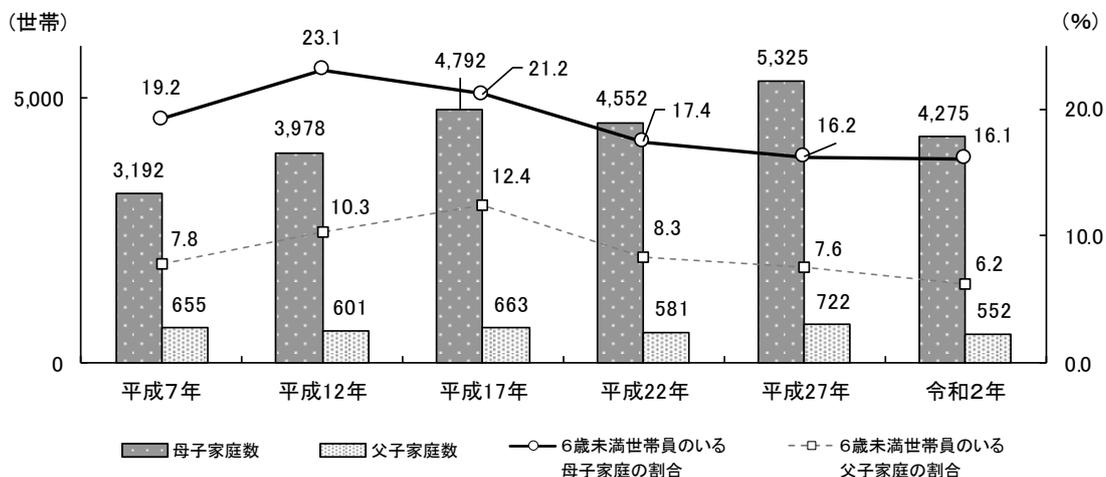


出典：令和3年度「千葉市コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査」を基に作成

そのため、経済面での支援に加え、様々な困難や不安を抱える女性に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

さらに、令和2年度（2020年度）の本市の母子家庭数は、4,275世帯と、父子家庭の552世帯と比較して圧倒的に多い状況ですが、平成31年（2019年）国民生活基礎調査によると、「子どもがいる現役世帯」の世帯員のうち「大人が一人」の世帯員の相対的貧困は48.3%で、「大人が二人以上」の世帯員の11.2%と比べて貧困率が高い状況であるなど、ひとり親家庭は、経済的に不安定な傾向にあり、就業支援など生活基盤の確立を促進する必要があります。

【図 17 母子・父子家庭の世帯数等（千葉市）】



出典：千葉市「千葉市統計書」を基に作成

加えて、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、高齢であること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあるため、各支援制度の狭間に落ちないように配慮が必要です。

《女性を抱える問題の複雑化と制度改正への対応》

本市では、世界とつながる多様性を活かしたインクルーシブなまちを目指し、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを推進しています。

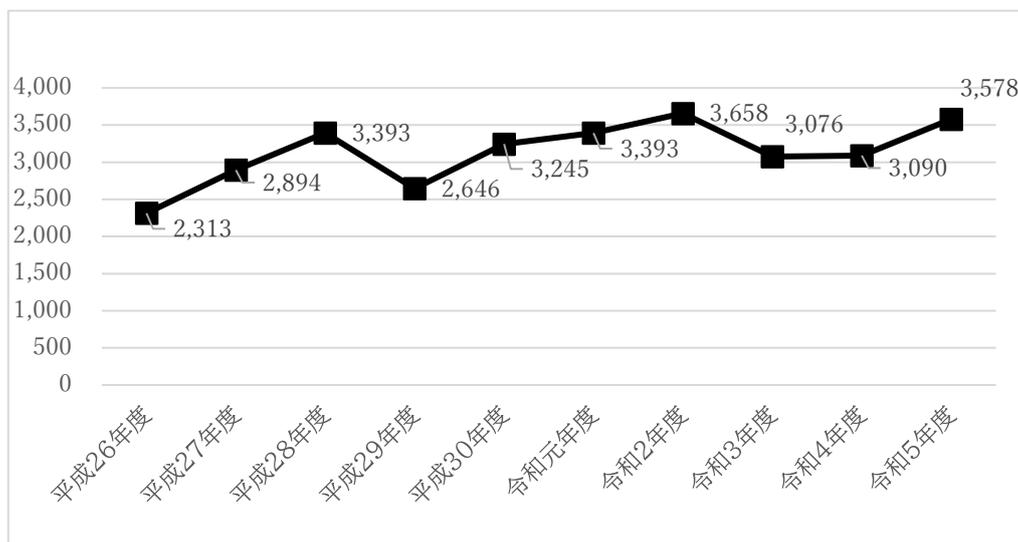
また、男女共同参画の視点からは、性別に関わらず安全・安心に暮らせる環境を目指し、女性が困難な状況に陥ることを予防するため、女性の就労・再就職支援やキャリア教育の推進、暴力防止のための人権教育など、様々な分野で取組みを進めています。しかしながら、現実には困難な問題を抱える女性が存在していることから、そうした困難に対応し、支援を行う必要があります。

女性相談支援員（令和5年度までは婦人相談員）への相談件数は、近年増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度に3,658件と過去最多を記録しました。その後は一時減少に転じましたが、令和5年度は再び増加し、過去2番目の相談件数となりました。

このうち、令和5年度に女性相談支援員との来所相談を利用した女性の年齢別内訳は、40歳から49歳が243人（31.2%）と最も多く、次いで30歳から39歳が230人（29.5%）となっています。また、一方で、19歳以下からの相談が25人（3.2%）となるなど、若年層からの相談が年々増加しています。

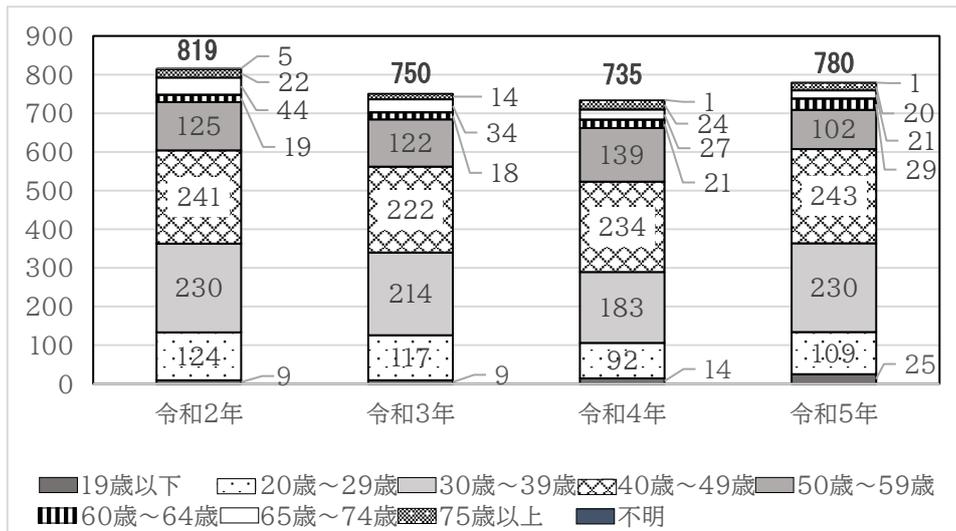
さらに、相談内容については、夫等からの暴力が619人（79.4%）、親族からの暴力が65人（8.3%）、離婚問題が21人（2.7%）の順に多くなっており、そのほかにも住居問題や経済関係、病気など、多岐にわたっています。

【図33 女性相談支援員：相談件数の推移（千葉市）】



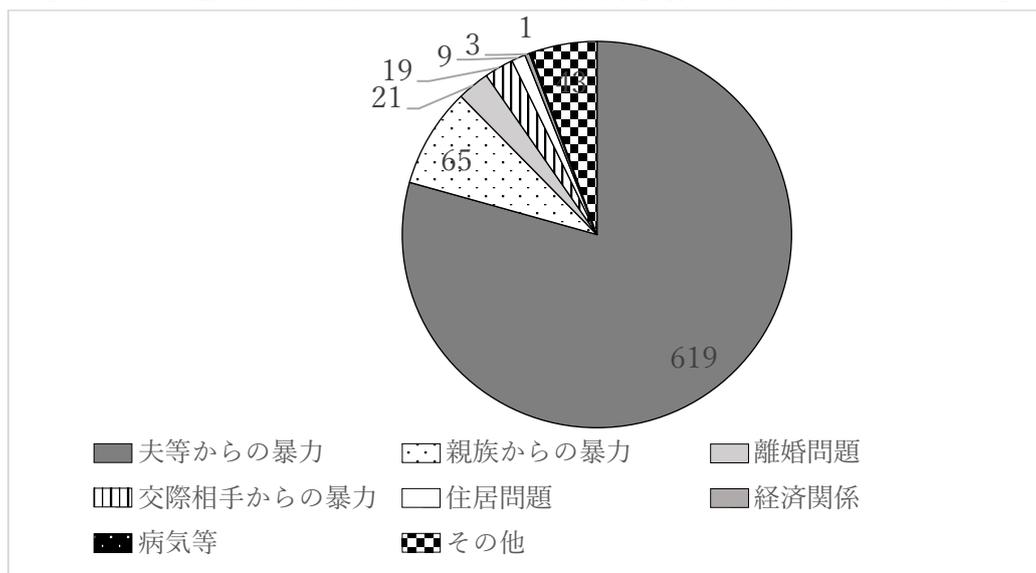
出典：庁内資料を基に作成

【図 34 女性相談支援員：年齢別面接相談者数の推移（千葉市）】



出典：庁内資料を基に作成

【図 35 女性相談支援員：令和5年 相談内容別面接相談者数（千葉市）】



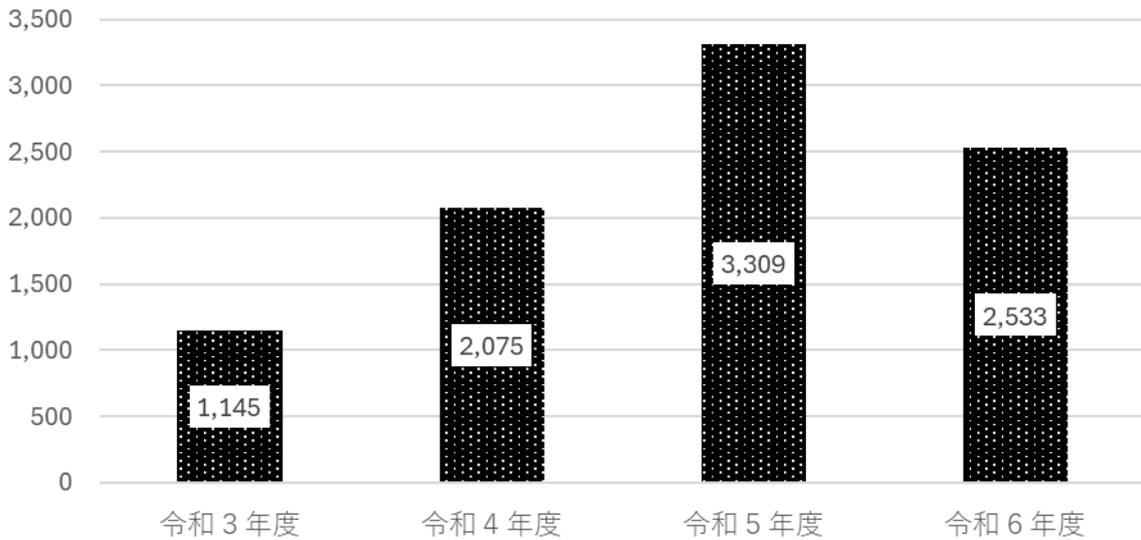
出典：庁内資料を基に作成

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、民間支援団体の知見やノウハウを活用した「千葉市女性のためのつながりサポート事業」を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が軽減された現在でも、10代・20代の若年層を中心に多くの相談が継続的に寄せられており、こちらも、相談内容は、生活困窮や家族問題、育児・妊娠に関わること、障害、DVなど様々です。

さらに、民間支援団体へのヒアリングによると、10代の相談者数の増加に加え、相談内容が年々多様化、複雑化するなど、本市の女性相談と同様の傾向にあることから、個々の支援対象者に寄り添うとともに、**それぞれが持つ多様な背景を踏まえたうえで、**庁内の生活困窮者支援担当部署や母子福祉、障害者福祉等の関係各課やその他関係機関のほか、民間支援団体とも連携を深め、包括的に支援することが必要です。

【図 36 千葉市女性のためのつながりサポート相談件数 推移】

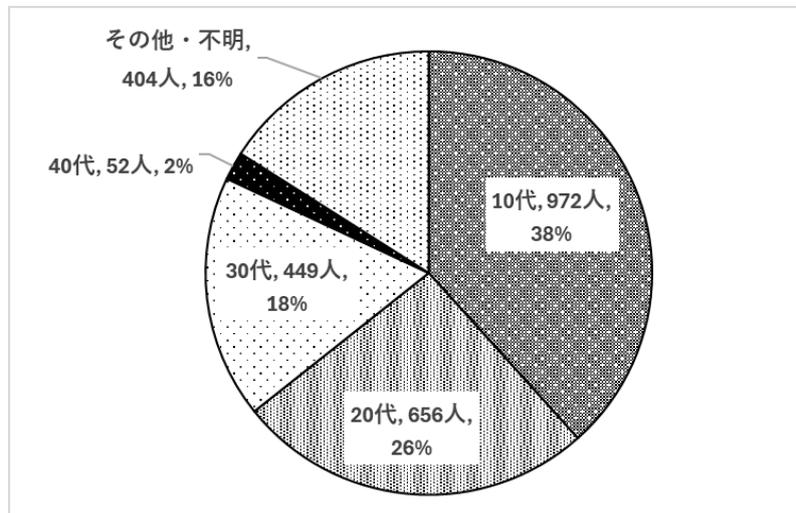
(件)



※令和 3 年度は、8 月から 3 月までの実績

出典：庁内資料を基に作成

【図 37 令和 6 年度千葉市女性のためのつながりサポート相談 年代別利用割合】

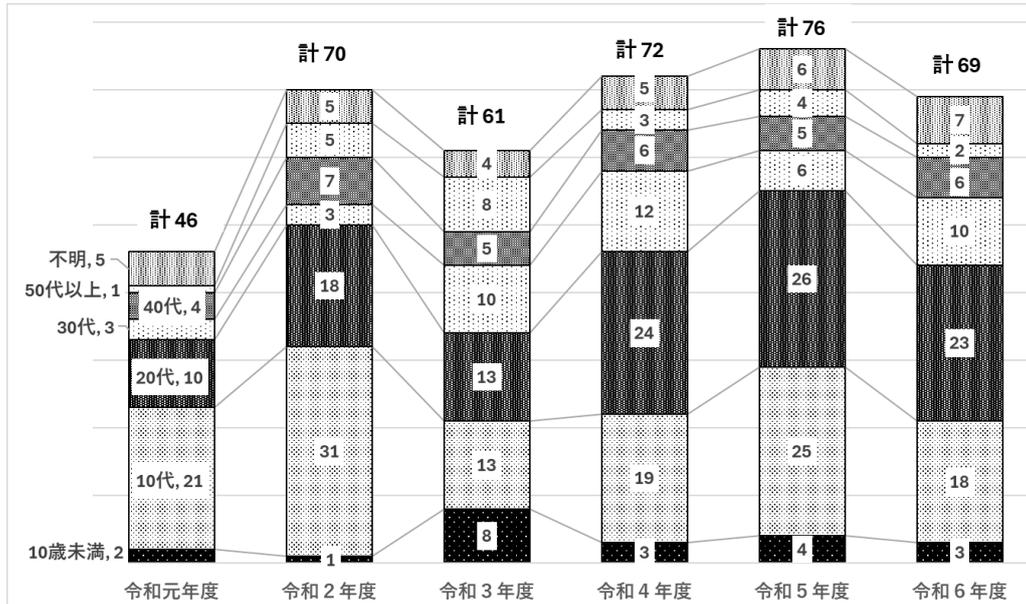


出典：庁内資料を基に作成

《性暴力被害への対応》

本市においても、性暴力被害は依然として継続的に発生しています。本市内で運営されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「ちば性暴力被害支援センターちさと」では、10代・20代を中心に、市内在住者だけでも、毎年度、70人程度（新規）の被害者へ支援を実施しています。

【図 38 千葉県暴力被害支援センターちさと年代別支援実績（市内在住者・新規相談） 推移】



出典：千葉県暴力被害支援センターちさと提供資料を基に作成

民間支援団体によると、こどものときに受けた性虐待などの逆境体験により、自分が「誰かに相談してもよい」、「自分自身を守っても良い存在である」ことを認識出来なくなり、孤立し、グルーミング（※）されやすい精神状態となることで、さらなる性被害につながる事例があることが分かっています。

警察庁のデータによると、令和6年中の18歳未満の性被害は4,850件で、過去10年間で最多となっています。児童・生徒の性虐待を予防し、性被害の連鎖を断ち切るためには、学校の役割が重要です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家による適切な支援を提供するほか、教職員等が適切な対応を行い、被害を最小限にとどめることが求められています。

※性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為（法制審議会 刑事法（性犯罪関係）部会 第7回会議（令和4年4月28日開催）資料より）

《アウトリーチ支援（巡回等）》

従来の相談体制では支援を必要としながらも相談につながらなかった、若年層をはじめとする潜在的な支援対象者に対し、SNSなどを活用した多様な相談支援を継続することに加え、相談を待つだけでなく、声かけ等によるアウトリーチ支援（巡回等）を行い、誰かに相談してもよい存在であることを認識してもらうことで、様々な困難の予防や早期発見につながります。

市内には、支援を必要とする女性が集まると想定される繁華街等があり、そこでの夜間巡回等によるアウトリーチ支援（巡回等）などが有効だと考えられます。

《自立に向けた中長期的な支援》

民間支援団体によると、特に障害や疾病を抱える支援対象者は、地域生活への移行に至る前に支援機関との関係が途切れてしまう事例も多く、国の基本方針にある「生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援」を実施するためには、支援対象者に寄り添いながら、本人のニーズに照らし、各種サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげることに加え、根気強いアフターケアを行うことが重要です。

さらに、基本方針では、「特に、支援につながるまでの間に、安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要である。」とされています。

これに関連し、自立に向けて中長期的に利用可能な住まい（ステップハウス）を運営する民間支援団体によると、家庭内や経済面、生活面で課題を抱える支援対象者にとって、住まいの確保は重要であり、利用者が後を絶たない状況ですが、家賃や見守り等の運営費用を始めとする資金面での課題があることから、運営が不安定であるのが現状です。

加えて、きめ細やかで包括的な支援を行うためには、行政の関連部局や民間支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどとの連携が不可欠であることから、本市の女性支援を所管する部局が主体となり、支援体制について協議する仕組みを整備することが求められます。

【具体的事業】

①ひとり親家庭の自立支援

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|--------------------|---|----------|
| 母子・父子自立支援員事業 | 生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じる。 | こども家庭支援課 |
| ひとり親家庭等生活向上事業 | ひとり親を対象に暮らし方・育児などについてのひとり親向け研修講座を「生活支援講習会事業」として実施する。平日や昼間に育児や生活一般に関することなどについて、相談する時間がつくれない方のために電話相談を実施する。 | こども家庭支援課 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 市とハローワークが連携し、就業相談や就労に関する情報を提供する。就業に結びつきやすい資格取得のための講習会を実施する。 | こども家庭支援課 |
| ひとり親家庭医療費助成事業 | ひとり親家庭等の保護者に対し、保険診療の範囲内で、医療費の助成を行う。 | こども家庭支援課 |
| 自立支援訓練給付金事業等 | 就業に役立つ各種講座の受講や専門的資格取得のため、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「高等職業訓練修了支援給付金」の母子家庭等自立支援給付金事業を実施する。 | こども家庭支援課 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により、家庭での養育ができない場合に一時的に児童福祉施設等で養育を行う（ショートステイ）。また、保護者が仕事等で平日の夜間又は休日に不在となる場合に児童福祉施設等で児童を預かる（トワイライトステイ）。 | こども家庭支援課 |

②貧困や孤独・孤立など困難を抱える女性への支援

| 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|---------------|---|-----------------------------------|
| 女性相談支援員による支援 | 配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センターにおいて、DVをはじめとする様々な困難を抱える女性に対し、専門相談員による、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施する。 | こども家庭支援課 |
| 困難女性支援事業 | 女性が抱える多様化、複合化、複雑化した困難に対応し、きめ細やかな支援を行うため、民間団体と密接に連携しながら、アウトリーチ支援（巡回等）や相談対応、訪問支援、同行支援、一時的な居場所の提供、一定期間居住する場所の提供、自立支援、地域に密着するためのアフターケア等を行う。 | 男女共同参画課 |
| 学校における支援・周知啓発 | スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える児童や保護者を支援する。 また、教職員向けに「人間尊重の教育」を基盤とした研修の充実を図るとともに、子どもたちが性犯罪や性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないように教育・啓発を推進する。 | 教育職員課 教育支援課 保健体育課 教育センター |
| 関係機関連携会議 | 行政、その他の関係機関や、民間支援団体をはじめとする関係者で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を行う。 | 男女共同参画課 こども家庭支援課 |
| 生活困窮者自立支援の促進 | 生活自立・仕事相談センターにおいて生活の不安に関する相談支援や自立・就労サポートセンターにおいて求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行う。また、生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援を実施する。 | 保護課 |
| 障害者基幹相談支援センター | 障害者、障害児、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。 | 障害福祉サービス課 |
| 障害児等療育支援事業 | 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）及び身体障害児の地域における生活を支えるため、これらの者の保護者や介護者が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育支援体制を充実させることにより、これら障害児等及び保護者等の福祉の向上を図る。 | 障害福祉サービス課 |
| 精神保健福祉相談事業 | 各区保健福祉センター健康課、こころの健康センター等において、嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師等による精神保健福祉に関する相談、訪問支援等を行う。 | 精神保健福祉課 |